

川崎市エコショップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に係る川崎市の施策へ積極的に協力する商店及び商店街等を「川崎市エコショップ」及び「川崎市エコ商店街」(以下「エコショップ」という。)に認定し、その利用を広く推奨することにより、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に対する市民の意識高揚を図り、もって持続可能な循環型社会の構築に資することを目的とする。

(エコショップの認定)

第2条 エコショップは、川崎市内の商店等で次条に掲げる認定基準の一つ以上を満たしているもののうちから、市長が認定するものとする。

(認定基準)

第3条 川崎市エコショップの認定基準は次に掲げる事項とする。

- (1) 製品の簡易包装又はレジ袋の削減を推進するものであること
- (2) 事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収を行うものであること
- (3) 生活用品の修理・再生を行うものであること
- (4) 牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収を行うものであること
- (5) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する特定家庭用機器(家電リサイクル法対象品)の回収を行うものであること
- (6) 廃棄メガネの回収を行うものであること
- (7) ボタン型電池・充電式電池の回収を行うものであること
- (8) 生ごみコンポスト化容器等の販売を行うものであること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、川崎市が行う廃棄物の減量化及び資源化に係る施策へ積極的に協力するものであること

2 川崎市エコ商店街の認定基準は、認定対象となる商店街が自主事業として、廃棄物の減量化又は資源化に係る活動を行っていることとする。

(申請及び認定)

第4条 第2条の規定により、エコショップの認定を受けようとするものは、その種別に応じたエコショップ認定申請書(第1号様式又は第1号様式の2。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書を受け付けたときは、速やかに申請内容を厳正かつ公平に審査するものとする。

3 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、別途、必要と思われる書類の提出を求めることができる。

- 4 市長は、本条第2項の審査結果に基づき、エコショップを認定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定に基づきエコショップを認定した場合は、申請したものに対し、その種別に応じた認定証（第2号様式又は第2号様式の2）を交付するものとする。

（認定内容の変更）

第5条 エコショップは、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、速やかにその種別に応じたエコショップ認定内容変更届出書（第3号様式又は第3号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（広告・広報）

第6条 エコショップは、自らがエコショップの認定を受けたものであること、及び川崎市が作成したエコショップのシンボルマークを利用して広告等を行うことができる。

- 2 市長は、エコショップの利用を市民に推奨するとともに、その名称、所在地、取扱品目等について、分かりやすく広報するよう努めなければならない。

（報告）

第7条 エコショップは、毎年3月末日までに申請書に記載した事項等の実施状況について、市長にその種別に応じた報告書（第4号様式又は第4号様式の2）を提出しなければならない。

（認定の取消）

第8条 市長は、エコショップが第3条に規定する認定基準を欠いた場合、前条に規定する報告書の提出を怠った場合、又はその業務・活動に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合は、その認定を取り消すことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、エコショップ制度の実施に関して必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱の廃止）
- 2 川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱（平成5年7月26日施行）は、廃止する。ただし、同要綱の規定により認定を行った川崎市リサイクルエコショップのうち、本要綱第3条に規定する認定基準を満たすものについては、本要綱第4条

第4項の規定に基づき、エコショップに認定したものとみなすこととする。

附 則

この要綱は平成29年6月8日から施行する。

第1号様式

エコショップ認定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 区 _____

名 称 _____

業 種 _____

代表者 _____ 印

電 話 _____

川崎市エコショップ制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり川崎市エコショップの認定を申請します。

1 店舗等の取組内容 (該当する番号へ○をつけてください。(複数可))

(1) 製品の簡易包装又はレジ袋削減の推進

(方法及び内容) _____

(2) 事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収

(取扱品・内容) _____

(3) 生活用品の修理・再生

(主な取扱品) _____

(4) 牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収

(回収品目名) _____

(5) 家電リサイクル法対象品の回収

(6) 廃棄メガネの回収

(7) ボタン型電池・充電式電池の回収

(8) 生ごみコンポスト化容器等の販売

(販売内容) _____

(9) 上記のほか、市が行う廃棄物の減量化・資源化に係る施策への協力

(具体的内容) _____

2 市ホームページへのリンク希望の場合 : URL <http://> _____

エコショップ 認定証

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に係る市の施策へ積極的に協力する商店等として、川崎市エコショップに認定します。

平成 年 月 日

(川崎市市長名)

エコ商店街
認定証

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に係る市の施策へ積極的に協力する商店街として、川崎市エコ商店街に認定します。

平成 年 月 日

(川崎市市長名)

第3号様式

エコショップ認定内容変更届出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 区 _____

名 称 _____

業 種 _____

代表者 _____ 印

電 話 _____

川崎市エコショップとしての認定内容に変更がありましたので、川崎市エコショップ制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(変更内容)

(新)	(旧)
(所在地)	(所在地)
(名 称)	(名 称)
(代表者)	(代表者)
(電 話)	(電 話)
(認定内容)	(認定内容)

第3号様式の2

エコ商店街認定内容変更届出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 区

名 称

店舗数

代表者 印

電 話

川崎市エコ商店街としての認定内容に変更がありましたので、川崎市エコショップ制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(変更内容)

(新)	(旧)
(所在地)	(所在地)
(名 称)	(名 称)
(代表者)	(代表者)
(電 話)	(電 話)
(認定内容)	(認定内容)

第4号様式

エコショップ実施事項報告書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市

名 称 _____

業 種 _____

代表者 _____ 印

電 話 _____

川崎市エコショップ制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施した内容の番号に○をつけ（複数可）、詳細について御記入ください。

- 1 製品の簡易包装又はレジ袋削減の推進

(方法、内容及び包装紙・袋等の削減量) _____

- 2 事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収

(取扱品目及び取扱量) _____

- 3 生活用品の修理・再生

(主な取扱品) _____

- 4 牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収

(回収品目及び回収量) _____

- 5 家電リサイクル法対象品の回収

- 6 廃棄メガネの回収

- 7 ボタン型電池・充電式電池の回収

- 8 生ごみコンポスト化容器等の販売

(販売内容) _____

- 9 上記のほか、市が行う廃棄物の減量化・資源化に係る施策への協力

(具体的内容) _____

第4号様式の2

エコ商店街実施事項報告書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 _____ 区 _____

名 称 _____

店舗数 _____

代表者 _____ 印 _____

電 話 _____

川崎市エコショップ制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

廃棄物の減量化・資源化に係る活動内容 (できるだけ具体的に記入してください。)
